

生徒心得

社会の中の一員である高校生としての自覚をもち、反社会的な行動については、正しい批判の目をもつよう心がけるとともに、高校生をとりまく多様な社会に対応するために、常に自分を見つめ、好ましくない行動に流されないよう努力すること。

○登下校について

1. 登校・下校のときには、互いに明るい気持ちで挨拶を交わすこと。
2. 自動車での通学は禁止する。また、オートバイによる通学は、学校の許可を得た者のみ可とする。

○学校生活について

1. 教職員や来校者に対して、礼儀正しくすること。
2. 相手に不快感を与えるような言動や態度をつつしむこと。
3. 校長室・職員室・事務室・準備室等に入ろうとするときはノックをして、挨拶すること。
4. 定められた時刻や日課時間を守る。やむを得ないときは、届け出ること。
5. 登校・下校は校門・通用門より出入りし、登校後は最終授業の終わるまで、校外に出ないこと。
6. 校舎・校庭の使用は利用目的に沿わない使用をしないこと。特別な使用をするときは、学校の許可を得ること。また、立ち入り禁止の場所へは出入りしないこと。
7. 校舎・校具・備品等は丁寧に扱い、落書き・破損・紛失等のないように注意すること。もし、そのようなことが起こったり、発見したりしたときは、直ちに教職員に報告すること。
8. 部室は、各部が責任をもって管理し、授業時間帯中は使用しないこと。
9. 許可なく火を用いないこと。
10. クラス委員や役員は、責任をもって自分の仕事を果たすこと。
11. 校内活動として、生徒会組織以外の団体を結成しようとするときは、顧問教師を依頼し、学校に届け出ること。
12. 校舎内では、規定の上履きを、体育館では、指定の体育館シューズを使用すること。

○校外生活について

1. 交通機関を利用する場合は、交通道德及び規則を守ること。
2. オートバイ等を運転するときは、交通規則を遵守し、交通事故を起こさないよう十分に注意すること。
3. 在学中は、18歳未満のものが出入りを禁じられている場所及び酒類を主として提供する場所等、高校生として好ましくないところへの出入りを禁止する。
4. 無用な夜間の外出を避け、やむを得ない場合でも午後10時までとする。
5. 外泊をする場合は、必ず保護者の許可を得ること。
6. 学校の内外を問わず、飲酒・喫煙を禁止する。
7. 家庭以外の場所で、本校職員の関与しないキャンプ・クラス会等の会合を行おうとするときは、保護者の許可を得ること。
8. 旅行をする場合は、保護者の許可を得ること。

○所持品について

1. 所持品には、氏名を明記し、学校生活に直接必要でない物品や、必要以上の金銭を持参しないこと。また、安易に物品・金銭の貸借をしないこと。
2. 金銭・時計・定期券等の貴重品は常に身に付けるか、鍵の付いた自分のロッカーに保管すること。また、貴重品を紛失・拾得した場合は、直ちに、クラス担任に届け出ること。

○届け出について

1. 次のことについては、保護者よりの届け出を必要とする。
 - ① 欠席
 - ② 遅刻
 - ③ 早退欠席・遅刻・早退で事前に届け出ることができないときは、保護者より、当日 8 時 30 分までに電話で連絡するか、後日、文書（生徒手帳）で届け出ること。
2. 感染症にかかった場合、必ず医師の診断・指導を受けて、その内容を学校に連絡し、後日、文書（学校感染症報告書）で届け出ること。
3. 居住を変更するときは届け出ること。
4. 学校の授業、行事に支障があると思われることに参加する場合は、事前に学校に届け出て許可を得ること。
5. 休日に登校し、校舎・校庭・校具を使用するときは、事前に許可を得ること。
6. 退学・休学・転学をしようとするときは、クラス担任に連絡し定められた手続きをすること。
7. 近親者の喪にあったときは、届け出によって下記の日数以内で喪に服することができる。

① 父母	7 日
② 祖父母 兄弟姉妹	3 日
③ 曾祖父母	2 日
④ 伯叔父母	1 日

○服装・頭髪等について

通学（休暇中も含む）には制服を着用すること。やむを得ず規定外の服装で登校する場合は、保護者より学校に届け出て許可を得ること。

1. 服 装

男女とも本校指定の制服を着用すること。

①夏服規定（期間：5月1日～10月31日）

- ・夏服は、白色無地のYシャツ、ブラウス、ポロシャツ、本校指定のズボン、スカートを着用すること。
- ・肌寒い時は、Yシャツ、ブラウス、ポロシャツの上に、本校指定のブレザー、ベスト、ジャージ、またはセーター、カーディガン、ベスト（色は無地で白、黒、紺、灰色、茶色とする。）の着用を認める。
- ・夏服期間は、ブレザーを着用する場合でも、本校指定・学年別のネクタイ、リボンを着用しなくても良い。

②冬服規定（期間：11月1日～4月30日）

- ・冬服は、白色無地のYシャツ、ブラウス、本校指定のブレザー、ズボン、スカート、本校指定・学年別のネクタイ、リボンを着用すること。

- ・防寒目的で、本校指定のベスト、ジャージ、またはセーター、カーディガン、トレーナー、フリース、ベスト、ダウンベスト等フードのないもの（色は無地で白、黒、紺、灰色、茶色とする。）の着用を認めるが、ブレザーの下に着用すること。
- ・冬服期間は、ブレザーを着用する場合は、本校指定・学年別のネクタイ、リボンを着用すること。
- ・登下校時寒い場合、防寒着はブレザーの上に着用すること。ただし教室内では着用しないこと。

③その他

- ・体育等で体育着に着替えた時は、授業後速やかに制服に着替えること。
- ・福祉科については、別途介護実習等の服装規程あり。

2. 頭 髪

- ①パーマメント、染髪、エクステンション、ラインを入れる等の加工はしないこと。

○アルバイト

1. 学校生活に支障のない範囲で、保護者の監督・責任の下で行う。
2. 酒類を主に扱う飲食店、及び、条例に反するアルバイトは禁止する。また、午後 10 時以降のアルバイトは原則として行わない。

○自動車・オートバイ通学に関する規定・指導

1. 自動車による登下校は禁止とする。オートバイによる通学は学校の許可を得た者のみ可とする。また、自動車同乗による登下校は禁止とする。ただし、保護者等の家族による送り迎えは可とする。
2. 帰宅後でも、制服や学校指定体育着を着用しての自動車及びオートバイの乗車は禁止する。